

○渡島廃棄物処理広域連合職員の職の設置に関する規則

(平成12年10月24日規則第6号)

改正 (平成15年4月1日規則第2号)

改正 (平成19年3月26日規則第5号)

改正 (平成23年3月14日規則第2号)

(趣旨)

第1条 職員の職の設置については、法令及び他の規則に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、広域連合長の事務部局に勤務する職員をいう。

(職員の職)

第3条 職員の職として別表に掲げる職を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月14日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職員の職

1 組織上の職

事務局長

2 組織上の職以外の職

参 事

主 幹

主 査

主 任

主 事

技 師

主 事 補

技 師 補